

保育園のしおり

(重要事項説明書)



社会福祉法人俊江会
西遊馬保育園
2024年4月

保育理念

- *家庭的な雰囲気の中で、異年齢の子どもたちが関わり協力することや思いやりの心を育てる保育をする。
- *人とのかかわりを通じて自分の大切さとともに友達の大切さに気付く保育をする。
- *一人ひとりの個性を尊重し、心身ともに健康で豊かな人間性を育む保育をする。
- *保護者に寄り添い、一人ひとりの子どもの家庭環境に合わせ、愛情を持って保育し「自分を愛してくれる環境が2倍となる、温かな第二の家庭」を創っていく。

保育目標

心身ともに健やかな子ども

保育方針

- ☆ 心身ともに健康で丈夫な子
- ☆ 自分を表現できる子
- ☆ 思いやりの気持ちを持てる子
- ☆ 子育て支援

入園に際して

保育園は、家庭で保育できない保護者にかわって子どもを保育し、子どもたちが友だちと一緒に楽しく集団生活をおくる場です。子どもたちが健康で意欲的な活動を通し、よりすこやかに成長することを願いその福祉を増進することを目的としています。

家庭においては、親子のふれあいを大切にいただき、家庭と保育園が相互理解を深め、協力し合っていきたいと思えます。

施設運営者

| | |
|-------|------------------------|
| 名 称 | 社会福祉法人俊江会 |
| 所在地 | さいたま市西区西遊馬 771-11 |
| 電話番号 | 048-620-7879 |
| 代表者氏名 | 理事長 湯澤 俊 |
| 施設の名称 | 西遊馬保育園 |
| 施設の種類 | 保育所 |
| 開園年月日 | 平成 26 年（2014 年）4 月 1 日 |

施設の目的及び運営の方針

| | |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施設の目的 | 多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して統合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援する事 ・ 保育所の運営 ・ 一時預かり事業の経営 |
| 運営方針 | 社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を行ない、サービスの質の向上並びに事業経営の透明化の確保を図り、地域福祉の推進に努めるものとする。 |

就学前子どもの区分ごとの利用定員

| 年齢 | 0歳児 (ひよこ) | 1歳児 (りす) | 2歳児 (うさぎ) | 3歳児 (ぱんだ) | 4歳児 (きりん) | 5歳児 (ぞう) | 合計 |
|----|--------------|-------------|--------------|--------------|--------------|-------------|-----|
| 定員 | 6人 | 16人 | 17人 | 17人 | 17人 | 17人 | 90人 |

職員の職種、員数及び職務の内容

| 職種 | 員数 | 職務の内容 |
|-----|-------|-------------------------|
| 施設長 | 1名 | 園児への安全保育の提供 |
| 保育士 | 17名以上 | 通常保育・各保育事業の保育業務 |
| 看護師 | 1名以上 | 病児保育室内の園児の看護 |
| 事務員 | 1名以上 | 法人内会計・補助金などの請求・職員勤務状況管理 |
| 用務員 | 1名程度 | 園内の清掃及び雑務 |

保育の提供を行なう日及び時間・提供を行なわない日

| 開所日 | | 月曜日～土曜日まで |
|------|------|----------------------------------|
| 開園時間 | 標準時間 | 7時15分～18時15分までの保育を必要とする時間 |
| | | 延長保育は18時16分～19時15分まで |
| | 短時間 | 8時30分～16時30分までの保育を必要とする時間 |
| | | 延長保育は7時15分～8時30分・16時31分～19時15分まで |
| 休園日 | 標準時間 | 日曜日・祝祭日及び12月29日から1月3日まで |
| | 短時間 | 災害等により国から指示があった場合 |

※実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他、保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議の上で保護者ごとに決定致します。

※土曜日及び1歳未満の園児は、18時16分～19時15分の延長保育の利用はできません。

延長保育について

*月極で延長保育ご利用の場合は、申込が必要となります。

*18時16分～19時15分の延長保育は、満1歳になった日から利用可能です。

【保育標準時間延長保育料金】

| | |
|----|--------|
| 月額 | 4,000円 |
| 1日 | 400円 |

【保育短時間延長保育料金】

| | | | |
|-----------|------|-------------|------|
| 7:15～7:30 | 100円 | 16:31～17:00 | 200円 |
| 7:31～8:00 | 200円 | 17:01～17:30 | 200円 |
| 8:01～8:30 | 200円 | 17:31～18:00 | 200円 |
| | | 18:01～18:15 | 100円 |
| | | 18:16～19:15 | 400円 |

保育料等について

- (1) 保育料は支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。(2019年10月から、3～5歳のお子様については無償化されています。)
- (2) 保育の提供に要する実費徴収として給食費・延長料金の他に、別表に掲げる費用をご負担いただく場合があります。

日本スポーツ振興センターの加入について

保育園では、日ごろから安全保育を心掛けておりますが、児童の不慮の災害に備えて、入園と同時に、日本スポーツ振興センターに加入していただきます。

加入により、保育中又は登降園途中にけがや災害があった場合に治療費の一部給付が受けられます。その他、当園では「施設所有(管理)者賠償責任保険」にも加入しており安全保育に心掛けております。

受け入れ(慣らし)保育について

はじめて入園したお子様が、新しい集団生活に慣れるまでには日数がかかります。お子様の状態に応じた保育時間を設定しますのでご協力ください。

給食について

当園は、栄養士が作成した献立にもとづき、給食を提供します。
毎月の献立表をご覧ください。提供した食事の写真を展示いたします。



アレルギーのあるお子様は事前にかかりつけ医による「アレルギー対応食生活管理指導表」を提出していただきます。

対応方法を保護者の方と確認する為、入園される前に必ず園にお知らせください。

3歳児以上のお子様は、給食費として月額6,500円(主食費2,000円・副食費4,500円)のご負担をお願いしております。(集金袋で集金いたします。)

*0歳児は、ご家庭と連携をとりながら一人ひとりの発達に合わせた離乳食を提供します。

*1・2歳児は、9時半頃と3時頃におやつがあります。

*3・4・5歳児は、3時頃におやつがあります。

服装について

登園時の服装は自由です。園生活のしやすい物を選んであげてください。

【活動しやすいもの】

- (1) 洋服は飾りのボタンやひも、フードのついてないシンプルなものにしてください。ずり落ちたりしないで股上丈が深いズボン、上着はお腹や背中がみえないように丈の長いもの

のがよいです。

- (2) 前襟ぐり、袖ぐり、袖下にゆとりのあるものがよいです。
- (3) 髪ゴムは飾りのないシンプルな物をお願いします。(シリコン製はなし)

【着脱を習慣づけるためには】

- (1) ズボン、パンツはゴム入りの着脱が簡単な物をおすすめします。つりズボンやワンピース、ベルト、タイツは一人では脱ぎ着しにくいです。また、長袖下着や、厚手のセーター等は、3歳未満児は自分で着脱は難しいようです。
- (2) 前開きの衣類はボタンが大きめのものが着やすいです。
- (3) 靴はかかとを持ってはける運動靴をおすすめします。足に合った靴をお選びください。

送迎について

- (1) 送迎時の安全確認のために、登降園児記録表の記入を毎日お願いします。
- (2) 送迎は保護者の方が責任を持っておこなってください。やむを得ず代わりの人がお迎えに来るときは、前もって必ず連絡してください。
- (3) 登降園の時間が変わるときは、その都度連絡してください。
- (4) 送迎の際には、必ず職員に声をかけてください。
- (5) 病気、私用、その他で欠席するときは必ず9時までにご連絡ください。

※お願い

- ★園の前の道路は交通量が激しく危険ですので、自転車での登降園の際は絶対にお子様から目を離さないでください。
- ★車での登降園につきましては通行の方や他の車両の妨げにならない様一方通行でお願い致します。(左折で入庫 ロータリーを回って左折で出庫)
- ★駐車中はエンジンをお止めください。(盗難防止・騒音対策の為)
- ★駐車場内での事故等の責任は負えません。気をつけてご利用ください。
- ★門の開閉の際は必ず保護者が鍵を閉めましょう。お子様が門を開け道路に出る事は大変危険です。

病気について

- (1) 持病があったり、保育をしていく上で注意しなければならないことがありましたら、必ずお知らせください。
(小児喘息・ひきつけ・脱臼・アレルギー・ヘルニア等)
- (2) 伝染性の病気が治って登園するときは、お子様の健康状態が保育園の生活をするのに支障がないかどうか、また、他の児童に感染しないかについて、医師に登園して良いかの確認をしてください。
- (3) 保育園は乳幼児の集団生活の場です。前日、又は朝から具合の悪いときは、登園を見合わせていただくとともに、登園後発熱したり、嘔吐、下痢、伝染性疾患の疑いのある場合は連絡をいたしますので、速やかに医師の診断を受けるようにしてください。
- (4) 保育園での与薬は本来ならば望ましくありませんが、医師の指示があり、治療の必要がある場合は保育園にご相談ください。(利用については別紙説明書を参照してください)
- (5) 発病後の登園の目安
 - ・ねつ 熱が下がり (37.5℃未満)、熱さましを使わないで 24 時間経っている。
 - ・せき 寝ているときに咳で起きたり、せき込んで吐くことがなくなっている。
 - ・おう吐 24 時間以上吐いていない
 - ・下痢 1 日 2~3 回以内のやわらかいうんち。おむつであれば、はみ出さない量に減っている。以上のことに加え、食事が取れて元気がある。

緊急時等における対応方法

保育実施中に、容態の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡します。連絡がつかないことのないよう連絡先が変わる時は必ずお知らせください。保育園では嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じ、お子様の身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対処を行ないますので、あらかじめご了承ください。

嘱託医について

| | | |
|-----|-------------|------------------|
| 小児科 | 花の丘キッズクリニック | TEL:048-780-2075 |
| 歯科 | 湯澤歯科 | TEL:048-622-8020 |

子どもがかかりやすい感染症

| 病名 | 症状 | 潜伏期間 | 登園を控えて頂く期間 |
|------------------|--------------------------------------------|--------------------------|----------------------------------|
| ※新型コロナウイルス感染症 | 発熱、頭痛、体のだるさ、喉の痛み、鼻汁、咳 | 2日～7日 | 発症後5日経過し、症状が軽快して24時間程度経過するまで |
| ※麻疹(はしか) | 発熱、くしゃみ、鼻水、咳、発疹、結膜炎(目やに、充血)、粘膜疹コプリック班 | 8日～12日 | 解熱した後3日を経過するまで |
| ※インフルエンザ | 高熱、咳、のどの痛み、ふしぶしの痛み、食欲不振 | 1日～4日 | 発症後5日経過し、かつ解熱後3日経過するまで |
| ※風疹 | 軽い風邪症状、発熱と共に発疹 | 16日～18日 | 発疹が消失するまで |
| ※流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) | 発熱、耳の下・あごの下がはれる、食欲不振 | 16日～18日 | 耳下腺の腫脹が発現してから5日経過しかつ全身状況が良好となるまで |
| ※水痘 | 発熱と共に水泡のある発疹 | 14日～16日 | すべての発疹がかさぶたになったときまで |
| 病名 | 症状 | 潜伏期間 | 登園の目安 |
| 咽頭結膜炎(プール熱) | 鼻汁、咳、頭痛、結膜炎、高熱 プールで泳いだ後に発症 | 2日～14日 | 発熱、充血等の主な症状が消退した後2日を経過していること |
| ウイルス性胃腸炎(ロタ・ノロ) | 下痢の回数が多く、水のような便と共に、風邪のような症状を伴う嘔吐 | ロタ1日～3日 ノロ 12～48時間 | 嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること |
| 手足口病 | 手のひら、足のうら、口の中に米粒大の水泡性発疹 | 3日～6日 | 発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| 伝染性紅斑(りんごほっぺ病) | 赤い発疹が主に顔にでる。腕、大腿部にもでることがある | 4日～14日 | 全身状態が良いこと |
| とびひ(伝染性膿痂疹) | 顔や手足等に水泡ができ、皮膚のいろいろな場所に移っていきやすい。うみや痂皮をとまなう | 2日～10日(長期の場合もある) | 病変部を外用薬で処置し、浸出液が染み出さないようガーゼ等で覆う |
| 流行性角結膜炎 | 目が急に赤くなり、まぶたがはれ、目やにがでる | 2日～14日 | 結膜炎の症状が消失していること |
| ヘルパンギーナ | 高熱・のどの痛み、そのために起こる食欲不振 のどの奥に灰白色の小さな水泡がでる | 3日～6日 | 発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| 溶連菌感染症 | 咽頭痛、細かい発疹、いちご舌、発熱 | 2日～5日 | 抗菌薬内服後24～48時間が経過していること |
| マイコプラズマ肺炎 | しつこい咳、発熱 | 2～3週 | 発熱や激しい咳が治まっていること |
| RSウイルス | 鼻水、熱、咳(乳児は重篤になりやすい・気管支症状) | 4日～6日 | 呼吸器の症状が消失し、全身状態が良いこと |
| 突発性発疹 | 高熱が3日～4日続く。その後、急に熱が下がり身体に赤い発疹がでる | 9日～10日 | 解熱し、機嫌がよく全身状態が良いこと |

※印は登園を控えていただく感染症です。

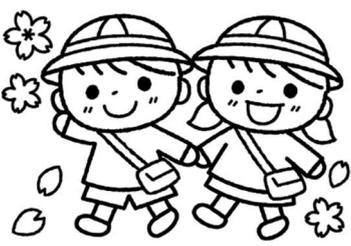
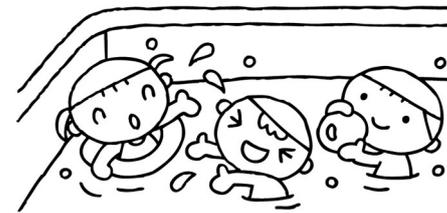
※印以外の疾患についても登園を見合わせていただく場合があります。

その他の感染症もありますので、医師の指示に従ってください。

お子様の全身状態がよくなってから、登園させていただきますようお願いいたします。

感染症に罹患した場合は園に必ずご連絡ください。

年間行事

| | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>はる</p> <p>入園・進級 こどもの日 健康診断</p>  | <p>なつ</p> <p>プール開き 七夕</p>  |
| <p>あき</p> <p>お月見 運動会 遠足 健康診断</p>  | <p>ふゆ</p> <p>おたのしみ会 生活発表会 お正月あそび 豆まき</p> <p>ひなまつり お別れ遠足（年長） 卒園式（年長）</p>  |

*誕生会・身体測定・防災訓練・安全訓練は、毎月の実施です。

保育園の一日

【0歳児】

【1・2歳児】

【3・4・5歳児】

順次登園

順次登園

開園時間

7:15

順次登園

検温・視診

視診

8:30

視診

あそび

あそび

9:30

年齢に応じた活動



おやつ

10:00



あそび

離乳食

昼食

11:15

昼食

ひるね

ひるね

12:30

ひるね



離乳食

14:00

ひるね

おやつ

15:00

おやつ

検温・視診

あそび

16:00

あそび

視診

16:30

降園準備

視診

順次降園

視診

順次降園

順次降園



おやつ

延長保育 18:16
(1時間延長)

おやつ



閉園時間

19:15

保育標準時間

保育短時間

- ※ 0歳児は一人ひとりのリズムに合わせて生活します。
- ※ 天気の良い日には、散歩や戸外遊びを楽しみます。
- ※ 随時、検温・視診をしています。

非常災害対策

| | |
|------------------|-----------------------------------------------|
| 計画作成 (変更) 届出書 | 西区西消防署 令和3年4月13日届出 防火管理者 氏名 吉原 栄 |
| 避難訓練 | 火災及び地震を想定した避難訓練(月1回)を実施します。 その他、月1回防犯訓練も実施 |
| 防災設備 | 自動火災報知機、ガス漏れ報知機、誘導灯、カーテン・敷物等の防災処理、一階部分の防火壁 |
| 避難場所 | 第1 避難場所・・・土屋公園 第2 避難場所・・・さいたま市立土屋中学校 |

災害時等の臨時休園等

「さいたま市内保育施設の災害時等における臨時休園等のガイドライン」に従い、新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条に規定する「新型インフルエンザ等」の感染症発症時等や自然災害(風水害)により平常時の保育が継続できない状況において、園児、保護者、保育従事者の安全を守るため次のとおりとします。

(1) 「新型インフルエンザ等」

- 1) 基本的な方針としては、さいたま市保健所・保育課の指示に従います。
- 2) 本園園児・職員が感染した場合
 - ① 濃厚接触者の特定・施設等の消毒が完了するまで休園
(在園児・保護者・職員は原則として自宅待機)
 - ② 特定された園児とその家族・職員には入院・自宅待機要請(概ね2週間)
- 3) 保護者が感染した場合
 - ① 当該保護者の在園児・・・登園回避(自宅待機概ね2週間)
 - ② 当該保護者が送迎を行っていたかを考慮し、一部休園。
 - ③ 他の在園児・・・登園自粛要請(概ね2週間)

(2) 自然災害

- 1) 基本的な方針としては開園とします。
- 2) 登園自粛・臨時休園
 - ① 警戒レベル3(避難準備・高齢者避難開始)以上の発令があった場合
午前6時時点で発令中又は午前6時から開園時刻までに発令の場合
臨時休園とします。
 - ② 開園時刻以降に警戒レベル3以上の発令があった場合は、その後の対応についてメッセージアプリを使用して保護者にお知らせします。
 - ③ メッセージアプリを使用して保護者には情報提供いたします。

虐待の防止のための措置に関する事項

- (1) 措置者及び職員は当該児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行ないません。
- (2) 児童虐待の防止等に関する法律第 5 条、第 6 条に基づき児童虐待の早期発見に努め、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。
- (3) 児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を習得するために、毎年さいたま市子ども虐待フォーラムに職員を受講させています。

保育内容に関する相談・苦情窓口

保育園は保護者等からの相談・苦情に迅速かつ適切に対応するために窓口を設置しています。又、第三者委員会でも受付けています。詳しくは玄関に掲示してある苦情解決の仕組みをご覧ください。

| | | |
|----|---------|-----|
| 園内 | 苦情解決責任者 | 園長 |
| | 苦情受入担当者 | 副園長 |

当園におけるその他の留意事項

- ・当園の敷地内はすべて禁煙です。
- ・利用者の思想・信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動・政治活動及び営利活動等をご遠慮ください。
- ・園内は様々な個人情報（プライバシー権・肖像権等）があります。流出のないようご配慮をお願い致します。

その他

***病児保育について**

病児保育とは、さいたま市の委託により、市内の保育所に通園中のお子様が、病気または病気回復期のため集団生活が困難な時期に、病児保育室で看護師・保育士が一時的にお子様をお預かりする事業です。

※利用時間、料金、その他申し込み方法につきましては、“病児保育のごあんない”をご覧ください。

***一時保育事業について(今年度は中止しています。)**

当園では、保護者の都合により家庭での保育が困難と思われる未就園のお子様をお預かりする事業も行っております。入園している子どもたちと遊ぶ機会もあると思いますので、ご了承ください。

***自己評価の内容について**

毎年・毎月、担任それぞれが保育計画を作成し、それに基づき保育を進めていく中で会議を開き反省・振り返りを行ない、職員共通理解をした上で次の計画への参考にしています。

***第三者評価の概要について**

当園では、開園5年を目途に第三者評価を実施する予定でいます。

***個人情報の取扱い**

保育園・職員は、業務上知り得た入所児及びその家族の秘密を保持します。また、職員でなくなった後においても秘密を保持していくものとします。

***職員研修体系について**

さいたま市保育課・さいたま市私立保育園協会・埼玉県社会福祉協議会・埼玉県福祉部などの研修に積極的に参加し、年間を通しすべての職員に研修の機会を与えられるように計画しています。

重要な手続き

- (1) 園からの連絡（園だより・連絡帳・掲示等）は、よく目を通し、提出を必要とするものなどは期日を守ってください。
- (2) 家庭の状況に変更があったときは、速やかに園にお知らせください。
（緊急連絡先・住所・出産・育児休業等・転園・退園）
- (3) 下表の変更内容の場合は、「変更届」と添付書類を提出してください。

| 変 更 内 容 | 添 付 書 類 |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 勤務先が変更になった場合 | ・勤務（稼働）証明書 |
| 勤務先を退職し、求職中の場合 | ・誓約書 （求職期間は退職日の翌日から2ヶ月間で、その期間内に勤務証明書の提出がないと、退園になります） |
| 求職中の方が勤務を開始した場合 | ・勤務（稼働）証明書 （2ヶ月の求職期間内に提出してください。期間を過ぎますと保育実施期間終了となり、退園となります） |
| 住所の変更があった場合 | ・市内転居…変更届のみ ・市外転出…引き続き在園を希望される場合は、事前に支援課へご相談ください |
| 家族構成に変更があった場合 | ・結婚の場合…配偶者の勤務（稼働）証明書 ・離婚の場合…戸籍謄本の写し ・出産の場合…変更届のみ ・同居した場合…同居者の保育にかかる証明 （同居の60歳未満の方全員必要になります） ・別居した場合…変更届のみ （別居した方の住所を明記してください） ・死亡した場合…変更届のみ |

利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了致します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき。
- (2) 園児の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

別 表

1. 保育の提供に要する実費に係わる利用者負担

幼児主食費 月額 2,000 円

幼児副食費 月額 4,500 円

【入園時】

- ・ クラスカラー帽子 1100 円
- ・ おたよりケース 300 円
- ・ 氏名印（ゴム印） 170 円
- ・ れんらくノート（1冊 80 日分） 220 円（0～2 歳児）

【3 歳児以上（3 歳児になる時にご用意いただきます）】

- ・ お道具一式（ご希望の方は保育園で購入いたします）

色鉛筆(12 色) 795 円

クレパス(16 色) 665 円

マーカー(8 色) 617 円

のり(160g) 169 円

はさみ 438 円

自由画帳(B5・2 冊) 186 円

なお、単品での購入はお受けしておりません

【3 歳・4 歳・5 歳】

- ・ 出席ノート（1 年間使用します） 430 円

【スポーツ振興センター】

- ・ 加入代金（年額） 250 円

【その他】

- ・ 公共交通機関を利用しての園外保育 1 回 300 円～500 円程度
（主に年長）

*代金は集金袋に入れて、保育士または事務室にお渡してください

*金額は令和 6 年 4 月 1 日現在のものです、変更になる場合があります

2. 時間外保育に係わる利用者負担

保育標準時間延長料金

| | 時 間 | 利用時間 | 金 額 |
|------|-------------------|------|---------|
| 1 日 | 18 : 16 ~ 19 : 15 | 1 時間 | 400 円 |
| 1 ヶ月 | 18 : 16 ~ 19 : 15 | 1 ヶ月 | 4,000 円 |

保育短時間延長料金

| 朝延長時間 | 料金 | 夕方延長時間 | 料金 |
|-------------|-------|---------------|-------|
| 7:15 ~ 7:30 | 100 円 | 16:31 ~ 17:00 | 200 円 |
| 7:31 ~ 8:00 | 200 円 | 17:01 ~ 17:30 | 200 円 |
| 8:01 ~ 8:30 | 200 円 | 17:31 ~ 18:00 | 200 円 |
| | | 18:01 ~ 18:15 | 100 円 |
| | | 18:16 ~ 19:15 | 400 円 |

- ※ 保育園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。
- ※ 土曜日及び1歳未満の園児については、18:16 から 19:15 の延長保育は提供しません。

